


任意代理権の消滅事由 宅建 H12-01-4 <<#596>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、A所有の土地を売却するについて、Bに代理権を授与した。Bは、Aが死亡した後も、Aの代理人としてこの土地を売却できる。

【答え】 誤り


 <<ポイント>> 【★頻出基本】

<<まとめ>>任意代理権の消滅事由

| | 死亡 | 破産 | 後見開始の審判 | (解約)告知 |
|-----|-----|----|---------|--------|
| 本人 | 消滅※ | 消滅 | 消滅しない | 消滅(解任) |
| 代理人 | 消滅 | 消滅 | 消滅 | 消滅(辞任) |

※ 登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅しない